

# 厚生文教常任委員会報告事項資料

資料番号	資料名	所管課
1	コロナ関係補助金の返還について	経営管理課

令和7年11月19日



## コロナ関係補助金の返還について

### 1 経緯

年月	事柄
令和2年 4月	国が「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）」を創設して交付要綱を公表。その後、県が国と同様の交付要綱を公表 ※1
	5月 コロナ診療における神奈川モデルにおいて、市立病院が県から「重点医療機関協力病院」として認定
	8月 市立病院がコロナ専門病棟（最大32床）を設置 ※2
	9月 コロナ診療における神奈川モデルにおいて、市立病院が県から「高度医療機関」として認定
令和3年 3月	県と市立病院で、「新型コロナウイルス感染症病床確保フェーズに応じた確保病床に関する協定書」を締結 ※3
	4月 令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）の実績報告書を市立病院から県に提出
	5月 実績報告書が適正であると判断され、県から市立病院に対して補助金を交付
令和6年 3月	会計検査院が市立病院で実地検査を実施し、令和2年度の補助事業に関して2点を指摘 ※4
	11月 会計検査院が令和5年度決算検査報告を公表 ※5
令和7年 3月	補助対象と認められなかった機械購入費の補助金返還について、市議会3月定例会で補正予算議決後、補助金を返還
	11月 会計検査院が令和6年度決算検査報告を公表 ※6

- ※ 1 コロナ診療を行う医療機関に対して、機械購入等の整備費と病床確保料等を対象に支援するため、令和2年4月30日に緊急的に創設され、補助対象期間は4月1日に遡って対象とされた。
- 病床確保料の補助対象は、各医療機関が、コロナ患者用として確保した病床と、病床確保のために休止となった病床であるが、国と県の交付要綱が何度も改正され、要綱を補うQ&Aが何十回も更新されるなど、解釈が定まらない状況で開始された補助制度であった。
- 市立病院では、令和2年度から5年度までこの補助金を受けている。
- ※ 2 臨時的に看護体制を強化して一般病棟49床の病棟機能を転換し、最大32床のコロナ専門病棟として設置した。
- 市立病院では、専門病棟設置以降も、専門病棟で受けきれないコロナ患者を受け入れるために、一般病棟も確保していた。
- ※ 3 協定書は確保病床の基準となるが、県の制度設計の遅れにより、県と市立病院との協定書は、令和3年3月31日付で締結された。
- そのため、令和2年度の補助金は、確保病床の基準が明確ではない中、医療機関ごとの認識により確保病床を申請せざるを得ず、市立病院でも実際にコロナ患者用に確保していた病床を申請していた。
- ※ 4 会計検査院の指摘内容は、コロナ診療のために購入した簡易陰圧装置は補助対象外ではないか、病床確保料について、令和2年8月のコロナ専門病棟設置以降、一般病棟の大部屋は補助対象外ではないかという2点だった。
- ※ 5 指摘内容について、資料等を会計検査院に提出して協議したが、簡易陰圧装置は補助対象外となった。病床確保料はこの時点では判断されず。
- ※ 6 令和7年春頃に、会計検査院から病床確保料に関する資料や認識等の再確認があり、最終的に病床確保料に関する指摘が補助対象外となった。

## 2 今回の返還内容

令和2年度の病床確保料として交付されていた、3,375,402,000円のうち304,177,000円が過大であり、補助対象とは認められない。（参考資料1－1）

## 3 経緯の詳細

- (1) 市立病院における令和2年度のコロナ診療の状況は、コロナ診療における神奈川モデルにおいて、当初は重点医療機関協力病院として、疑似症患者を中心に診療を行っていた。しかし、GW頃に県西地域にも第1波が到来して患者数が激増し、数多くの疑似症患者を受け入れた結果、院内クラスターが発生した。
- (2) 当時のPCR検査は外注であり、結果が出るまでに時間がかかり、検査結果が出るまでの間は疑似症患者を個室管理しなければならないが、個室だけでは対応しきれずに、大部屋も疑似症患者1人で使用せざるを得ない状況であった。また、当時のPCR検査は今より精度が低く、検査で陰性と判断されて大部屋に移った後に陽性となった方が発生し、可能な限り患者を受け入れる病床調整の結果、患者やスタッフも感染し、院内クラスターとなった。
- (3) このような経験や、重症のコロナ患者が県西地域外の病院で治療を受けざるを得なかった状況を踏まえ、市立病院がコロナ診療においても県西地域の基幹病院となるべく、PCR検査機器や陰圧装置などを購入した上で、令和2年8月にコロナ専門病棟を設置し、9月からは神奈川モデルの高度医療機関となり、その後は、市立病院で疑似症患者から重症患者までをシームレスに診療を行い、県西地域におけるコロナ診療を一手に担ってきた。
- (4) 市立病院のコロナ専門病棟は、その病棟を中心としてコロナ診療を行うために設置していたが、コロナ患者や疑似症患者を数多く受け入れているなかで、専門病棟が満床となった際などには、8月以降も一般病棟で実際にコロ

ナ患者を受け入れていた旨を、会計検査院に説明して協議していた。

(5) 最終的に会計検査院としては、明確な基準はないものの、専門病棟を設置した目的は患者の集約化であるため、8月以降の一般病床の大部屋は、補助対象となる確保病床とは認められないと判断した。

#### 4 会計検査院の実地検査と公表時期

(1) コロナ関係補助金に対する会計検査院の実地検査は、令和3年度から全国で順次実施され、その結果は例年11月に公表されているが、全ての医療機関が実地検査を受けているわけではない。また、令和3年度に実施された実地検査では、病床確保料の明確な誤り等を指摘され、県内の医療機関を含めて全国の多数の医療機関において、多額の返還が生じていた。

(2) 市立病院の実地検査は、令和6年3月に実施されたが、会計検査院が病床確保料の判断に時間を要したことから、返還の公表がこのタイミングとなつた。

#### 5 今後の対応

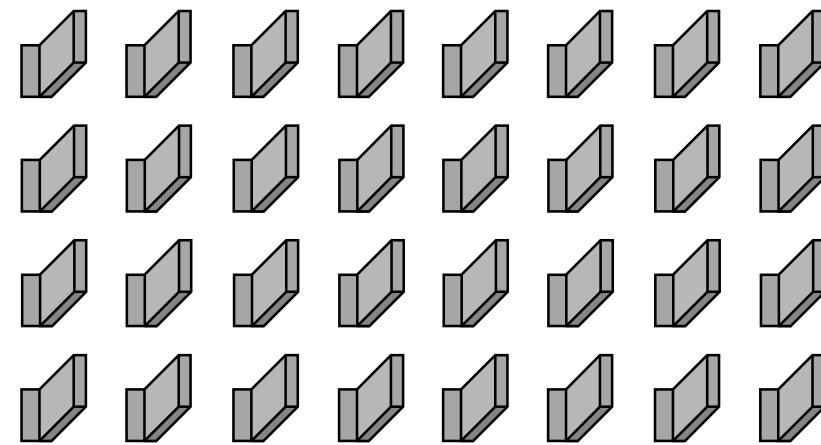
(1) 今回の返還については、県と調整のうえ、令和8年市議会3月定例会において補正予算を提案し、議決後に病院事業会計の保有資金から返還する予定である。

(2) 今後の補助金に関する事務の執行に当たっても、引き続き、国や県など関係機関との調整や相談を密に行った上で、適切に行っていく。

# 新型コロナウイルス感染症緊急支援交付金（医療分）の会計検査院指摘内容

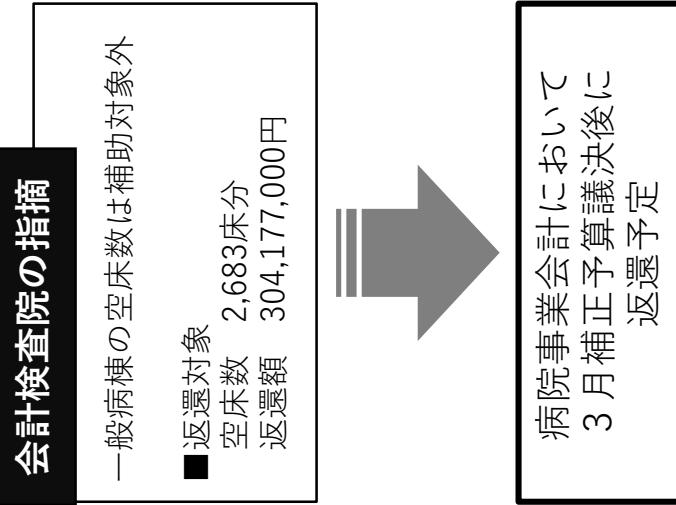
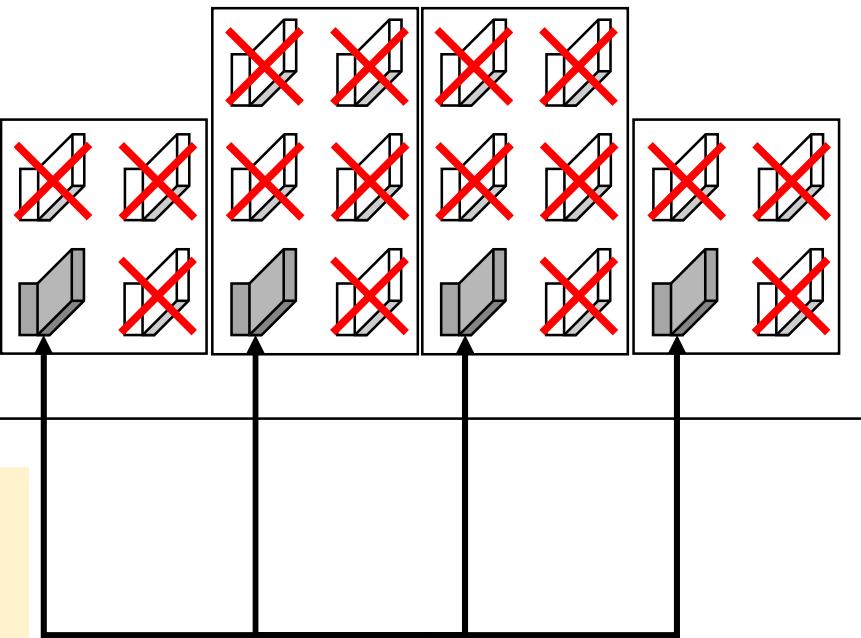
## コロナ専門病棟

専門病棟で受けきれない  
コロナ患者を  
一般病棟でも受け入れ



## 一般病棟

専門病棟で受けきれない  
コロナ患者を  
一般病棟でも受け入れ



参考資料1-1

大部屋に1人でもコロナ患者が入院すると  
Xの病床は一般患者を受け入れられず  
空床としなければならない